

令和7年度 堺市保健所運営協議会会議録

| | |
|------|---|
| 開催日時 | 令和7年11月14日（金）14時から15時15分 |
| 場所 | 堺市役所本館12階 第3・4委員会室 |
| 出席委員 | (50音順) 池尻 秀樹 委員、大里 浩樹 委員、片岡 竜彦 委員、 兼城 剛 委員、呉松 まり子 委員、郷間 巍 委員、坂口 秀平 委員、 作田 美穂 委員、中辻 里美 委員、藤井 載子 委員、本田 優子 委員 佐々木 和郎 委員、白井 敏彦 委員、露口 一成 委員、中 敬三 委員、 中辻 さつ子 委員、山本 理恵 委員 |
| 欠席委員 | |
| 傍聴者 | 0名 |
| 案件 | 案件1 保健所事業の推進について 案件2 その他 |
| 開会 | －所長挨拶－ －委員紹介－ －職員、事務局紹介－ －資料確認－ |
| 事務局 | それでは、会議を進めていきたいと思いますが、現時点では、本協議会の委員長と副委員長が空席となっておりますので、新委員長、副委員長が選出されるまでの間、当保健所の藤井所長が議事の進行を行いますのでよろしくお願ひいたします。それでは藤井所長よろしくお願ひいたします。 |
| 保健所長 | 堺市保健所の藤井でございます。委員長が選出されるまでの間、本協議会の案件を進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでははじめに、委員長、副委員長の選出を行いたいと思います。委員長、副委員長の選出につきましては、本協議会条例第5条により、委員の互選によるとなっております。委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。ご意見のある方、挙手をお願いいたします。 |
| 片岡委員 | (挙手) 池尻委員を委員長に、大里委員を副委員長に推薦したいと思います。いかがでしょうか。 |
| 保健所長 | 只今、片岡委員より池尻委員を委員長に、大里委員を副委員長にとのご意見がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。 |
| | (異議なし) |
| 保健所長 | ご異議なしと認めます。それでは、委員長を池尻委員に、副委員長を大里委員に、それぞれ選出することといたします。以後の議事につきましては、池尻委員長に替わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは、池尻委員長、大里副委員長、委員長席、副委員長席へと移動をお願いいたします。 |

事務局
池尻委員長

それでは会議の進行につきまして池尻委員長、よろしくお願ひします。
委員長へのご推挙を賜りました堺市議会の池尻でございます。2年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、案件1「保健所事業の推進について」を議題といたします。本件について、事務局から報告をお願いします。

各所管
池尻委員長

－資料3に基づき説明－
説明が終わりました。只今、案件1「保健所事業の推進について」に関する説明がありました。本件について、ご質問ご意見はございませんか。

呼吸器内科医として質問します。COPDの患者数の増加、死因としての重要性については、保健所としても重々ご承知かと思いますが、喫煙対策について保健所の中ではどの部署が所管になるのでしょうか。

喫煙については、健康部で主に取り組んでいるが、例えば結核の患者と面談をする際には、喫煙状況を確認し、必要な保健指導を行っている。

いくつかの部署にまたがっている問題かなと思いますが、2019年の全国保健所長会で、喫煙対策の推進に関する行動宣言が出まして、それ以降、議事録等を確認していますと、定期的に、地方にどのように働きかけるかについて取り組まれていることが分かるのですけれども、堺市として、特に健康推進法に基づいて、飲食店への働き方をどのようにされているか、また今後されていく予定があれば、教えて頂きたい。

健康部とも情報交換しているが、飲食店への働きかけについては、十分に詳細までは把握できていない。飲食店への啓発や、道路等における受動喫煙を避けるための喫煙所の設置等に取り組んでいると聞いています。

対策、指導については難しい部分もあるかと思うが、違反されている施設も見受けられるようだ。大阪府全体での問題かと思うが、堺市での対策についても検討していただきたい。

最近の調査では、受動喫煙もCOPDの原因になる、またPM2.5も肺の健康を損なうことが分かってきており、受動喫煙及び大気環境への対策が、WHOでも注目されている。呼吸器を診ている医師として、これらを含めて対策を考えてもらいたい。その観点から言うと、指定喫煙所というのは、きちんと運用されれば、効果があると思うが、一部の自治体では、喫煙所に入りきらないので周りで喫煙する、そのために余計に受動喫煙の機会が増えてしまう、というようなことも起こっていると聞いている。指定喫煙所の有効性についても調査が必要になってくると思っている。また、シーシャバーの開店が増えている。シーシャを店内で吸わせるため、店内の環境が一酸化炭素、二酸化炭素濃度が環境基準をかなりオーバーするような状況になっていると知られていますが、健康被害につながる可能性

郷間委員

保健所部理事

郷間委員

保健所部理事

郷間委員

保健所部理事
郷 間 委 員

が大きいにあるので、新しく出てきた業態のため法的な基準が追い付かないかもしぬないが、特に若い世代において、将来の健康被害が心配されるので、そういう実態調査も行えないか、検討していただければと思う。

関係部署とも情報共有、連携して取り組んでいきたい。

高齢者の予防接種についてお伺いしたい。今年度から帯状疱疹ワクチンが定期接種となり、実際受診している患者に勧めているが、2回打たないといけないため、1回目を1月中に打たないと2回目までを負担の範囲内で受けられない。これを知らない人が多い。個別通知が堺市は無いと聞いているが、個別通知が来るだろうと待っている高齢者もいるのではないか。広報さかいに掲載されていることは確認しているが、ワクチンについて全く知らない人は多くないが、2回打たないといけない、1回目を1月までに打たないといけない、ということを知らないという高齢者が多いように思う。個別通知の実施についてのお考えを伺いたい。費用はもちろんかかるが、個別通知をしている自治体の接種率が高いというようなことも聞いている。個別通知をすることで、定期接種をしっかりとやって市民の健康増進につなげるというように考えることはできないか。また、金額の設定についても、やはり自己負担が少ない方が接種率は高いので、予算の関係もあるだろうが、一度決まった金額で固定するのではなくて、接種状況や他自治体の金額等と比較して、金額の変更も適宜、行っていくような方向で検討いただけないかと思う。金額について、また個別通知の有無について、大阪府下の他市町村との比較だけでも、把握しているものがあれば教えて頂きたい。

感染症対策課長

個別通知については、予防接種法の中でB類と分類されているものについては、自治体として積極的に勧奨する必要がないものとして定められており、B類の疾病、コロナやインフルエンザ、肺炎球菌ワクチンといったものと同様に、個別通知が行えていない。周知の問題については、帯状疱疹は5歳刻みで65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上というように各年齢を迎える方には、その年度ごとに通知にてお知らせしている。しかし、周知不足については問題であるとして認識しており、各自治会を通じての周知等も行っており、今年度は少し、接種率が上がってきてている。

ワクチンの種類によっては、1回目を1月には打たないと年内に終わらない、というような点も含めて、9月に周知させていただいた。他の周知の機会も活用して、周知を重ねていきたい。個別通知となるとかなり費用もかかることから、いろいろな手法を活用して周知を行っていきたい。

金額の設定については、1回接種のワクチンが4950円、2回接種のワク

チンについては、1回 11000 円で計 22000 円かかっている。他自治体の状況を踏まえて設定した金額であるが、ワクチン自体が非常に高額であり、市の負担で全額をカバーすることが出来ず、半額相当を負担しているもの。非課税世帯や生活保護受給者については免除制度があり、無料で受けいただけるよう対応している。国からの補助がない中で、市単独の負担で対応せざるを得ず、苦労している。できる限り安く、とは考えているが、ご理解いただきたい。

郷間委員　定期接種が厚生労働省で認められる限りにおいては、費用対効果も十分に検討された上で定期接種に位置付けられているものと理解している。100%接種したとした場合に、接種に係る費用よりも、接種した場合のメリットが大きいものとして認識しており、費用については固定して考えることなく、実効性のある金額に調整していく方向で適宜考えていただきたい。

もう一つ、定期接種実施要領の解釈について確認したい。実施要領の 2において、「定期接種を行う際は、予防接種法施行令第 5 条の規定による公告を行い、政令第 6 条の規定により定期接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項を十分周知すること。」という記載が前段にある。そして「その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。」とここまで前段にある。その後に、「B 類疾病の定期接種を行う際は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものであることを明示した上で、上記内容を十分周知すること。」とある。これを読むと、まずは個別通知をしたうえで、受けなくともよい旨を周知するという風に解釈できるのですけども、今のお答えの中では、B 類だから個別通知はいらない、というように言われましたが、その解釈は、保健所長会等で統一されたものであるかをお聞かせいただきたい。

感染症対策課長　積極的勧奨につきましては、現時点の法の解釈の中では A 類に限る、とこれまでも取り扱ってきた。積極的勧奨の一つとして個別通知がその手法として用いられるものと考えている。B 類疾病に係るワクチンについては、集団的な蔓延予防というより個人の健康・重症化予防に重点を置かれた定期接種と解釈しており、個別通知まで現時点では至っていない、という現状である。

郷間委員　そうしますと、「やむを得ない事情がある場合を除き個別通知とし」という

部分については、B類は入らないと、堺市は解釈していると考えてよろしいでしょうか。

感染症対策課長 現時点では、積極的勧奨を行えるものではない、と解釈している。

郷間委員 府下でも、個別通知を行っている自治体とは解釈が異なると考えてよろしいでしょうか。

感染症対策課長 個別通知を行っている自治体があることは認識している。それぞれの手法については、財政状況等も異なり、選択肢は様々であると考えている。今回、我々も広報さかいだけではなくて、身近な医療機関にポスターを貼ってもらったり、自治会にも働きかけをする等して取り組んでいる。個別通知については、帯状疱疹だけでなく、B類の疾病については、インフルエンザ、コロナワクチンについても実施しておらず、同様の取り扱いとしている。

郷間委員 堀市における今後の接種率も踏まえた上で、このまで良いのかということも検討いただければと思う。

池尻委員長 その他ございませんか。

兼城委員 带状疱疹の個別通知について委員から質問があったので、それを受けた質問したい。5年の経過措置を経て、5年後には65歳のみが接種対象になると思うが、今個別通知をすると、5歳刻みでたくさんの対象者に送らないといけなくなるが、5年後には65歳のみに送れば良いことになるので、費用も抑えられると思うので、せめて5年後には個別通知について検討してもらえることにはなるのではないか。

感染症対策課長 個別通知が、本人に届いて十分な周知効果が得られるものであることは認識している。65歳のみ、というように単年齢になった場合には、改めて周知の方法については検討したい。現時点では、個別通知する場合の対象者が5万人程おられ、なかなか財源確保も難しい。費用のかからない様々な周知の方法も考えていきたい。

兼城委員 今回、帯状疱疹ワクチンについては、半額まで市が負担するということで頑張ってもらった点は理解している。5年後には、個別通知についてもぜひ前向きに検討していただきたい。

オーバードーズの問題について質問したい。保健所でできることとして、薬剤師会やドラッグストア協会等と連携して様々なことを進めていただいていると思うが、効果的な取り組み等あればご紹介いただきたい。

保健医療薬務課長 現在、オーバードーズについての危機感を多くの方が持っていることは認識している。様々な場面を活用した周知・啓発の他、薬局への立ち入り検査の際にも、販売する時にしっかりと確認を行うよう徹底している。

兼 城 委 員

ネット販売でもたくさん購入できてしまうのではないか。何か国への働きかけ等行っているのか。

保健医療薬務課長

国への提案までは至っていないが、国でも危機感を覚えており、ネット等では、大量に買うことができないような基準を策定するということで、現在パブリックコメントを実施しており、策定が待たれる。状況を注視している。

兼 城 委 員

食中毒の観点から 1 点質問したい。今年度、市内のホテルで黄色ブドウ球菌による集団食中毒が発生したと記憶しているが、その際の対応と再発防止策について教えて頂きたい。

食品衛生課長

ホテル内での高校生の集団食中毒について、7 月に発生したものである。発生の翌朝に立ち入りを実施し、原因究明を行った結果、黄色ブドウ球菌による食中毒であると断定し、2 日間の営業停止という行政処分を行った。処分に当たっては、営業者にもヒアリングを行い、再発防止について改善を指導した。また、市民に対しては、区民まつりの場等も活かして啓発に取り組んでいる。

兼 城 委 員

食中毒予防というのは大変難しいものだと思うが、啓発以外にも、様々な知恵を出し合いながら、取組を進めていただきたい。

中 辻 委 員

薬剤師会の中辻です。兼城委員から、先ほどオーバードーズについてのご質問がありましたけれども、市内の各学校に学校薬剤師というものが配置されていまして、衛生管理等、子どもの環境を整える立場であるが、その中で最近、最も話題に上がるのがオーバードーズである。学生に、薬の適量使用について授業をしたり、PTA の方々、家族に、まずはオーバードーズについて知っていただくことから始め、予防について一緒に考えている。ネット販売は、先ほどもあったように、買える個数が制限されているが、より危険なのは薬局やドラッグストアを何軒も回って購入したりすることで、保護者とも協力しながら、知識を持って予防に取り組んでいきたい。

保健医療薬務課長

薬剤師会の先生方や学校とも連携して、研修会であったり、啓発の機会をとらえて、今後も対応していきたい。

池 尻 委 員 長

その他ございませんか。なければ次に進めさせていただきます。その他の案件として、事務局なにかございますか。

事 務 局

事務局からは特にございません。

池 尻 委 員 長

それでは、本日の案件は以上でございますが、他に何かございませんでしょうか。他にないようですので、以上をもちまして会議を終了いたします。委員の皆様におかれましては、会議運営にご協力いただきありがとうございました。それでは事務局にお返しさせていただきます。

事務局

本日はお忙しい中、ありがとうございました。ではこれをもちまして令和7年度堺市保健所運営協議会を終了させていただきます。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。